

習志野市教育委員会会議録
(平成29年第10回定例会)

- 1 期 日 平成29年10月25日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時07分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部参事 | 小 熊 | 隆 |
| 学校教育部参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部副参事 | 小 澤 | 由 香 |
| 生涯学習部次長 | 斉 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 生涯学習部副参事 | 奥 井 | 良 和 |
| 教育総務課長 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部課長 | 高 橋 | 孝 志 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 足 立 | 俊 子 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 |
| 学校教育部主幹 | 穴 倉 | 順 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育部主幹 | 鵜 沢 | 慈 彦 |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 | 友 哉 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |
| 生涯学習部主幹 | 妹 川 | 智 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成29年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 習志野市学校給食センター基本設計図書(概要)について
- (4) 臨時代理の報告について
(習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について)

第3 議決事項

- 議案第28号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)
- 議案第29号 平成29年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第30号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第31号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について
平成29年11月22日(水)午後1時30分

第5 その他

5 会議内容

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第28号及び第29号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、議案第28号及び第29号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成29年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成29年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)は、「平成29年習志野市議会第3回定例会の一般質問等について」である。一般質問等の内容を報告する。

教育委員会に関する一般質問は、9名の議員から26件であった。教育委員会に関連する一般質問について総括すると、学校教育部に関わる質問としては、「第七中学校区における市立幼稚園のあり方」についての議論、教育委員任命の同意について議案が提出されたことなどに関連して教育委員及び教育委員会会議に係るもの、教科書採択に係るもの、特別支援教育に係るもの、外国籍の児童の増加に係るものなどについて質問があった。

生涯学習部に関わる質問としては、子どもの読書活動推進計画、社会教育主事の配置に関することなどについての質問があった。これら一般質問のほか、教育委員会に関わる陳情が3件、教育委員会に関連する議案として、総務部の所管で、「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を提案し、審議いただいた。

複数の議員から質問のあった教育委員及び教育委員会会議について、2つ目として、子どもの読書活動推進計画について、を取り上げて説明する。はじめに、教育委員及び教育委員会会議についての質問は、通告番号2番、谷岡隆議員、通告番号12番、中山恭順議員から質問があったほか、通告番号1番、宮内一夫議員からも再質問があった。通告番号12番、中山恭順議員の質問を取り上げて、説明する。教育委員会の委員の選出方法と会議について質問がなされ、総務部において委員の選出方法について答弁した後、教育委員会会議について次のように答弁した。「教育委員会は合議制の執行機関で、教育委員会の会議は教育行政における重要事項や基本方針などについて審議し、議決を行っている。会議は、原則として毎月第4水曜日に開催される定例会のほか、必要に応じて開催される臨時会がある。会議は原則公開で傍聴可能となっており、会議の開催予定日、結果及び会議録についても市の情報公開コーナーやホームページ上で公開している」。この答弁を受け、会議録、教育委員の現場の視察などについて再質問があった。

「子どもの読書活動推進計画について」は、通告番号5番、布施孝一議員から質問があった。このことについて、教育委員会として子どもの読書活動推進計画は、現在、策定に向け作業を進めているところである。これまでの取り組み状況は、本年3月に計画策定に向けた庁内体制の整備として、関係部署による「習志野市子どもの読書活動推進計画検討委員会及び作業部会」を立ち上げ、会議を開催した。また、7月19日に開催した「習志野市社会教育委員会会議」において、計画の策定を進めている旨を報告し、委員より意見を頂戴した。現在は、状況把握と数値目標を設定するための調査を実施すべく、関係部署と共に作業を進めているところである、と答弁した。この答弁を受けて、アンケート調査の内容、学校司書、読書通帳などについて8項目の再質問があり、それぞれ資料記載のとおり答弁した。このほか、第七中学校におけるこども園整備について一般質問及び請願があったので、担当より報告させていただく、と概要を説明

小野寺学校教育部主幹

第七中学校に整備するこども園についての一般質問等について、報告する。

第七中学校に整備するこども園に関する一般質問は、5名の議員よりあった。このうち、教育委員会に関わるものとして対応したものは、宮内議員からの「市立幼稚園、保育所のあり方について」に係る再質問、谷岡議員からの「教育委員会について」に関して、このたびのこども園整備に対する対応や3歳児に合同保育を導入することであった。

このほか、中山議員からの「こども・教育行政について」に関して、教育委員の選出方法と会議に係る再質問として、「現場を見た委員は視察など呼びかけたのか」があった。さらに、入沢議員からは「秋津幼稚園と香澄幼稚園の統廃合計画について」に関して、敢えて少人数教育を選択している保護者の気持ち、市立幼稚園の配当予算、市立幼稚園で3歳児保育を実施しないこと、などについての質問があった。

これらの答弁内容等は、資料に記載のとおりである。本日は、市長答弁であった宮内議員、中山議員、入沢議員からの一般質問内容について報告する。最初に、宮内議員からの一般質問、「市立幼稚園、保育所のあり方について」である。質問は、「計画を前倒しし、秋津幼稚園と香澄幼稚園をこども園化すると聞いているが、市立幼稚園、保育所の再編計画はどのようになっているのか」というものであった。このことについて、本市は少子化の影響や女性の社会進出など社会状況が刻々と変化する中で、これまでの市立幼稚園と保育所の教育・保育及び子育て支援を将来にわたって持続可能なものとするため、こども園に再編する道を選択してきたこと、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画」において、子育ての拠点となる市立のこども園を7つの中学校区に1つ整備することを位置付け、これまでに3か所のこども園を整備してきたこと、引き続き、平成31年4月の(仮称)大久保こども園開設に向け、現在、取り組みを行っていること、また、第七中学校区においては、乳幼児人口が減少する中で、秋津幼稚園と香澄幼稚園の入園者数も大きく減少し、本市が目指す集団教育の観点や教職員の質の向上、運営に要する経費など、さまざまな課題が生じていることから、平成32年度以降に位置付ける計画を前倒しし、秋津幼稚園と香澄幼稚園を閉園し、香澄幼稚園園舎を活用した新たなこども園として再編することとしたもの、とする答弁をしたものである。

次に、中山議員からの「こども・教育行政について」に関し、(仮称)香澄こども園の決定方法、入沢議員からの「秋津幼稚園と香澄幼稚園の統廃合計画について」に関し、秋津幼稚園と香澄幼稚園の再編、検討経過の一般質問があった。このことについて、第七中学校区に整備するこども園は、これまでの市立幼稚園、保育所の再編計画に則った具体的な検討を行い方針案を示したもので、検討にあたっては「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画」の策定時に、地域や保護者の皆様に説明をした「香澄幼稚園を活用するこども園の整備案」を基本として方針案を定めたこと、この方針案に係る説明会や意見交換会を保護者や地域の方々を対象に実施し、このほかにさまざまな場面でいただいた御意見・御要望等を踏まえ、教育委員会定例会の中で市の方針について御協議いただき、子どもたちにとって適正な教育環境の提供を最重要課題として、秋津幼稚園と香澄幼稚園は閉園し、平成31年4月に開園する香澄幼稚園園舎を活用した新たな幼保連携型認定こども園とする方針を、市として決定したものであることを答弁したものである。今述べたことが、一般質問の主な内容である。

このほかに、議会に対して請願が1件出された。請願の内容は、「秋津幼稚園を廃止し計画中とされる新設第七中学校区における市立こども園に統合することについて、市の計画を留保し、話合いの継続を求める請願」というものである。請願事項としては、秋津幼稚園を廃止し計画中とされる新設第七中学校区における市立こども園への統合に関する計画の、唐突且つ性急な提案を市はいったん留保すること、その上で秋津幼稚園の継続・存廃・こども園化計画等について、地区住民の多数が納得し、理解するに至るまで市は今後も継続的に丁寧な対話の場を設けること、というものであった。この請願に対して、市としては、今から述べる参考意見を述べた。「早急に幼児の教育環境を改善する必要があると判断し、平成32年度以降に位置付ける計画を前倒しして、秋津幼稚園と香澄幼稚園を閉園し、香澄幼稚園園舎を活用した新たな幼保連携型認定こども園として再編することとした。方針案は、これまで当事者である保護者や未就園のお子様を抱える保護者、地域の方々の御意見を伺ってきたもので、市は、お預かりする一人ひとりの子どもたちの成

長発達に責任があり、これまでも少人数教育にできる限りの力を注いできたが、現状は大変厳しく、その中で導き出した本方針案は、市として最善の案であると考えている。子どもたちの1年は将来につながる豊かで貴重な経験ができる尊い1年である。このことから先送りすることなく市は、第七中学校区のこども園整備を進めてまいりたい。」と、参考意見を述べた。

参考意見を述べた後、各委員から質疑があった。質疑の内容を紹介すると、秋津、香澄幼稚園の今後数年間の園児数の推計について、秋津で開催された説明会の概要、3千名以上の署名が集まって提出された請願について、その重みをどのように受け止めているのか、各園長で集団教育について話し合いが行われたと聞いているがどのような見解が示されたのか、こども園化した場合のメリット及び定数について、今後、小学校の統合に発展するという考えはあるのかということ、最終的な判断を行ったのはいつなのかということ、秋津幼稚園が廃園となった際、跡地の利用についてはどのような話し合いがされているのか、などの質疑があった。文教福祉常任委員会では、質疑終結の後、採決の結果として、この請願は賛成少数により、不採択となった。また、本会議においても賛成少数により、不採択となった。

この件について、様々な御意見を頂戴してきたが、今後は新たに市立こども園で実施する、幼稚園教育対象児における3歳児教育についての教育のあり方等について議論を進め、また、教育委員の御意見を頂戴する中で適切な対応を図っていきたいと考えている、と概要を説明。

梓澤委員長

議会の報告を受けて、教育委員会としては慎重な審議を重ね、これからも習志野市のより良い教育を目指していかねばならないと感じた。それには現場の情報を知っておくことや、きちんとした手続きを踏んでいくことも必要だと思う。事務局においても、重要・必要と思うことがあれば、提供してほしい。議会での谷岡議員とのやり取りについて、総じて教育委員会はもっと市民や地域との対話をして意見を聞き、議論をして物事を決めるべきであるという主張ではなかったかと思うが、そういった意見があるのであれば、私たちももっと議論を深め要望に応える必要があると思う。特定の学校や幼稚園における重要な案件については、より現場の実情を知っている校園長などの意見を聞くことが有効であると思う。現状の情報提供があれば、より教育委員会での議論も深まるのではないかと。例えば秋津・香澄幼稚園についても、少人数で教育的に十分な環境ではないことは我々も理解している。鬼ごっこをしたくても、いつも同じ子どもが鬼になってしまうなどの現場の声を聴かせていただければ、より問題の深刻度が伝わってくるのではないかと発言

三角教育総務課長

審議を慎重に進めていきたいという点でのご提案かと思うが、教育委員への情報提供に関しては、大変重要かつ必要と思う。今後もさらに現場の声や実際の状況を伝えられるよう努めてまいりたい、と回答

梓澤委員長

必要とあれば、我々委員も現場に出向いて行きたいと考える、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(2)「習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

本件は、電子文書の取り扱いについて改正を行ったものである。教育委員会では、これまで電子文書については文書としての取り扱いがなかった。今回、平成29年10月1日から「庶務事務システム」が稼働し、これまでの紙媒体から電子文書での取り扱いに変更となることから、文書管理規程の一部改正を行ったものである。具体的な内容としては、「文書担当部長が別に定める」としていたものを「市長事務部局の例による」と改正した。これまで、時間外勤務命令簿や出張命令簿などにより処理を行ってきた、いわゆる庶務事務について、電算システムによる処理となること、併せて市長事務部局のシステムを利用することから、規程の適用を除外し、「市長事務部局の例による」と改正したものである、と概要を説明

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された

報告事項(3) 習志野市学校給食センター基本設計図書(概要)について (学校教育課)

田中学校教育部主幹

本日は、教育委員の皆様へ新たな学校給食センターの図面を見てもらいたいと思う。

現在、設計事務所を中心に、基本設計で策定した建築・構造・電気設備・機械設備の4つの計画に基づき、詳細な実施設計を行っている。

まず、建築計画から説明する。事業用地については、臨海埋立地の物流倉庫やショッピングモールが建ち並ぶ準工業地域に立地している。茜浜芝園地区計画によると、住宅の建築は制限されていることから、騒音、振動、臭気、大型車両の出入りに対する近隣からの苦情は比較的少ないと考えている。施設整備については、給食エリアには十分な調理設備を置くスペースを確保し、調理員の作業動線を確保する一方で、事務室等の一般エリアは、会議室を食堂、食育活動での使用、あるいは会議での使用など多目的に使っていく。また、クリーニング等は外注することにより、洗濯室の面積の抑制、あるいは市職員、事業者、来客の玄関・エントランスを集約するなどコンパクトな設計を行っており、施設全体の調理エリアの機能性と全体の効率性の両立を図っている。

新学校給食センターの施設・設備については、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」などを満たすドライシステム、HACCPの概念を取り入れた衛生管理と安全確保を最優先した設計を行っている。また、アレルギー対応の専用調理室の設置、そして食育活動の一環として、会議室には煮炊調理室を見渡せる見学窓を設けている。建築計画の最後は、ゾーニング及び空間構成である。給食センターの設計上、特に留意している事項を説明する。まず、ゾーニングについては、敷地の北側に市職員用事務室、食材の入荷・検収や来客対応を行う「市の管理エリア」としている。敷地の南側には、調理や配送・回収を行う「事業者の管理エリア」を配置し、南北ヤードの役割を明確にし、全体を把握し管理しやすい設計を行っている。また、調理から配缶・配送作業は、北側から南側への一方通行の流れになる設計を行い、給食エリアをシンプルな構成としている。次に、給食エリアは加熱後食材を扱う調理室をより一層清潔な作業環境が求められる「高度清浄区域」と位置付け、床の色で明確に分けることで、人や食材が交差することによる汚染を防止することにしている。また、万一の水漏れに備えて、給食エリア上部にはトイレの配管がない設計としている。

最後に、一般エリアと調理エリアの動線を明確に区画、例えば、2階の調理員更衣室・休憩室から1階の調理エリアに直接降りる階段を設置して、来訪者と交差しない工夫をしている。調理中の調理員は、来客者と顔を合わせないで仕事ができるよう、エリア分けをしている。

それでは、基本設計の図面を見ていただきたい。まず、外観の鳥瞰図である。建物全体をコンパクトに作るとともに、建物の高さを10メートル以内に抑え、2階をセットバックすることで周辺への圧迫感を低減している。緑化率は「習志野市みどりの基本計画」に基づき、敷地面積の20%を確保した上で、前面道路に面する部分の緑地帯は中木を植えて、周辺地域に潤いと安らぎを与える計画である。

次に、給食センターの正面の外観図である。茜浜芝園地区計画に基づき、白・グレーを基調とした落ち着いた色彩とし、そして習志野市のカラーである緑色をアクセントに使っている。この外観図は、北側の入口から見たところで、玄関、市職員事務室、食材搬入のプラットホームが描かれている。また、周辺から屋上の機械設備が見えないように目隠しパネルを設置して、地域の景観にも配慮している。

次に、配置図である。建築計画で説明したとおり、敷地の北側を「市の管理エリア」、敷地の南側を、「事業者の管理エリア」とすることにより、管理区分に応じた明確なゾーニングをしている。そして、敷地内交通の安全性を確保するために、食材搬入車両は北側道路からの入退場、配送・回収車両は南側道路からの入退場とし、大型車両の運行は、南・北で動線を完全に分離した効率的な計画としている。また、歩行者の安全を確保するために、北東側に車両用入口と分離した歩行者入口及び専用通路を設けている。このように、敷地内の車両・歩行者、車両動線の安全性、あるいは利便性に配慮した配置計画になっている。

次に、1階の平面図である。1階は、玄関を入ると右手に市職員用事務室、奥に事業者用事務室がある以外は、調理するためのエリアとなっている。衛生環境や作業効率を向上させるために、調理作業が右側から左側への一方通行の流れになるように設計を行っている。食材は、右側の魚肉、卵・野菜専用の検収プラットホームで荷受けし、検収室から下処理室、上処理室へ送られ、加熱前の食材の形で、煮炊き、揚物・焼物・蒸し物、ボイル専用の調理室及びアレルギー専用調理室に運ばれ、加熱調理された給食を食缶に入れていく。そして、左上にあるコンテナ室で食缶をコンテナに格納し、配送プラットホームから配送車両に積み込み、学校へ順次出発する。

午後からの回収については、プラットホームから食缶、食器等を積み下ろし、コンテナのまま洗浄室に運び、食器・トレー・小物類・コンテナを専用の洗浄機で洗う。食缶は、給食の残菜を計量した後に洗浄する。その後、洗浄した食器や食缶・コンテナをコンテナ室で消毒し、コンテナの中に食器・食缶を格納し、明日の給食に備える。これが給食提供の流れである。

次に、2階の平面図である。2階は、会議室、調理員の休憩室・更衣室、電気室などからなる。会議室は約110平方メートルの広さで、教室形式で40名、机なしで60名の定員で、回転釜が並んだ煮炊調理室を見下ろすことができる。また、ここでの特徴が一般・外来エリアと事業者専用エリアには、それぞれ階段を設けている。来訪者が事業者専用エリアに出入りできないように、テンキーによるセキュリティ管理を行う。

次に、断面図である。天井高については、通常、1階は2m70cm、2階は2m60cmの高さを取っているが、各室の特性に応じた天井高を確保している。例えば、煮炊調理室は、1・2階を吹き抜けとし、天井高を6m50cmと十分にとることで、空調設備による排気対策と結露対策を確実に実施する。洗浄室は、天井を3m20cmと若干高くとり、十分な空気の量を確保して、騒音を抑制している。また、天井高に関係ないが、洗浄室の配置は外部に面しない場所に設置することで、外部に漏れる騒音を削減する仕様となっている。特に、調理において一番騒音が出るのが洗浄室であるため、このような配慮をしている。

目下のところ実施設計の最中で、ならしのスクールランチとの協議は施設整備が中心であるが、実施設計が一段落したところで、調理従事者の採用や調理を中心に運營業務について協議をしっかりとしていく予定である。今後も定期的に進捗状況を報告していく、と概要を説明

古本委員

昨今、給食の衛生面が話題となっている。児童・生徒を預かる中で、特に食物を扱うことに関してのイメージは重要なことであるので、異物混入など注意を払って行っていただきたい。衛生面に関しては、問題なく進んでいるのか、と質問

田中学校教育部主幹

給食センターの目的としては、児童生徒に安全で美味しい給食を提供することであるので、衛生管理面においては万全の態勢で臨んでまいりたい、と回答

古本委員

運営していく中で、ハード面だけではなくソフト面の問題が大きいと思う。食品を扱う方の衛生面についての対応などは事業者が担当していく話だと思うが、「白衣を毎日変える」、「爪をちゃんと切る」などの基本的なことも重要となってくると思うため、十分注意して運営していただきたい、と要望

田中学校教育部主幹

研修なども行い、十分に衛生面に配慮した給食センター運営を心掛けたい、と回答

原田委員

異物混入などの報道を見かけるが、そのようなことが起きると子どもたちも給食を残してしまう要因となる。事故など無いように調理員の指導をしっかりとっていただきたい、と要望

貞廣委員

建築計画によると、衛生面・安全面とともに食物アレルギーを持つ子どもへの代替食提供を充実させるという説明であったが、供給能力8,000食のうち、アレルギー対応食は80食で、全体の1%である。2012年の文部科学省の調査では、アレルギーを持つ子どもは小学生で4.5%、中学生で4.8%いるため、とてもこの体制では対応できないのではないかと。もっと充実させることはできないか、と質問

宍倉学校教育部主幹

1日8,000食の中でアレルギー食が80食というのは少ないが、予定では卵・乳アレルギーに対応するものである。小学生で一番多いのが卵と乳アレルギーの2つであるため、この2つに絞って実施していく考えである。アレルギーの子どもは増えており、内容も多岐に渡っているが、最初から体制が整わない中で多岐に渡った対応をとることは難しいと考える。アレルギーの対応については、文部科学省から、安全であることを最優先にするよう、通知が来ている。そのため、まずは卵と乳アレルギーの子どもを対象としたい。アレルギー対応が構築された後、先進市の事例を参考に広げていきたいと考えている。今後、調理業務委託業者と協議を進めていく中で、アレルギー対応に沿いながら、まずは安全を最優先にしたい、と回答

貞廣委員

他市においては、アナフィラキシーショックを起こしたことがある子どもやその可能性がある子どもに関しては、弁当持参などの対応をしているところもある。今回の計画では、これらの後ろ向きの対応ではなく、より充実したアレルギー食対応ということであったと思うが、充実した対応をするとすると、卵と乳での対応では足りないのではないか。見積もりとしては対応できるということなのか。十分対応できないのではないか、と質問

宍倉学校教育部主幹

卵と乳のアレルギーの子どもは、今年度は40名いる。先進市である八千代市の対応を例として挙げると、卵であっても微量で反応が出る子どもや、生卵のみ、半熟のみ反応が出る場合など、様々な子供への対応をしているが、ある程度の対応の型を決めていかないと全てを網羅することは難しい。現在は卵と乳のアレルギーの子どもは40名であるが、一人ひとりの個票を作成し、専門家等の意見を取り入れて対応していきたい、と回答

貞廣委員

計画当初より何度かお願いをしてきたが、相当難しいと思う。しかし、アレルギー対応食が40食というのは全国的な平均数値と比べて少ない。現状データは、あくまでも現在の各学校の対応可能人数であって、実際のニーズの数と異なるのではないか。アレルギーを持つ子どもにとって、友人と同じようなものを食べられるということがどれほど楽しいことであるかを心にとめて、現状に留まらず、先進市として対応してもらいたい、と要望

宍倉学校教育部主幹

アレルギーを持つ子どもが、他の子どもと同じようなものを食べられるように、先進市となるよう努力したい、と回答

原田委員

40名という数値はアンケートなどで出した数値か、と質問

宍倉学校教育部主幹

児童数約5,000人のうち、40名から卵と乳のアレルギーがあるという申し出があったもので、牛乳のみの停止でよいという児童も含め40名である、と回答

原田委員

保護者からの申入れということか。今後アンケートは行わないのか、と質問

宍倉学校教育部主幹

アレルギーがある子どもについては文部科学省の通知に則り、年度当初、学校生活管理指導票を提出してもらっている、と回答

梓澤委員長

現給食センターは直営であるので市職員が配置されているが、今後の処遇はどうなるのか。現在の職員人数と今後の予定配属先をうかがいたい、と質問

田中学校教育部主幹

現在の配置状況は、正規職員10名、再任用・臨時的任用職員21名である。今後説明会を行い、優先的に新給食センターへ配置する予定である。正規職員については、自校式給食の学校へ配置する予定もある、と回答

梓澤委員長

職場がなくなり、異動を余儀なくされる職員に対しては十分な理解を求めたい、と要望

櫻井学校教育部長

正規職員については、新給食センターにも所長、栄養士等として配置する予定である。その他技労職として採用された市職員においては、単独校または市の他部課への配置も考えられる。臨時的任用職員においては、希望を取った上で新給食センターへ優先的に配置する予定である、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された

報告事項(4) 臨時代理の報告について(習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について) (学校教育課)

高橋学校教育課長

平成29年習志野市議会第3回定例会において、要保護及び準要保護児童・生徒援助費に係る補正予算を提出し、それが承認されたことを受けて、習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の改正をした。これについては、この補正予算可決後、広報誌や就学時健康診断で保護者の方に周知をする間、教育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長の臨時代理をした。

まず、補正予算の内容であるが、新入学児童学用品費の単価の増額並びに来年度の新入生に対する3月までの支給という2つの理由で補正予算を承認していただいた。それにあたり、今現在ある要綱を変えた部分について簡単に説明する。今までの要綱では小学校又は中学校に在学する児童生徒にのみ支給していたため、目的について明記されている第1条で「次年度に就学を予定している者」という文言を付け加えた。それに伴い、一部見直し、文言の変更・追加・削除等をした。続いて、対象者について明記されている第2条に「(3)就学予定者の保護者であって」という文言を付け加えたことで、入学前も対象とし、申請手続について明記されている第4条にも、小学校の就学予定者のための手続きに関して部分的に追加した。

以上、入学前の予定者に係る「目的」、「対象者」、「申請手続き」の追加、そして文言の整理のために要綱の改正をした。併せて、申請書の追加等をした、と概要を説明

貞廣委員

就学予定者へ対象変更したことをぜひ周知していただきたい。関連して、要綱では要保護家庭の収入の1.3倍までの支給となっており、平均的であろうと思うが、このレベルを落とさないでいただきたい。また、対象の内訳の拡大も今後は検討して欲しい。大阪市などでは、生活保護世帯や生活困窮家庭にむけて部活動遠征費や部活動用具費等も補助対象としている。報道でも取り上げられ、研究も進んでいるが、放課後の世界にこそ経済的な格差がある。遠征が多い野球部

やサッカー一部などには、経済的に困窮している世帯の子どもは入ることができないという話を聞いている。個人の可能性を広げるために部活動費等の項目も加えていただきたい、と要望

高橋学校教育課長

就学時健診において直接保護者に説明をするなど、就学前に確実に周知するための最善の努力をしたい。部活動援助費については認識している。他市の支給状況の確認もしている。まずは就学前に重点を置いて維持することを最優先とし、他市の動向も見ながら研究を進めたい、と回答

原田委員

参考までに言うと、経済的厳しい家庭の子どもは部活に入ることができないことが多く、加入率が低い。その場合、大体、部活動の加入率は全体の18%程度である。これではチームプレーが出来ず部活動が成立しない。その一方で、約89%の生徒が部活に加入しているという学校もある、という現実がある。部活動が成立していない学校は、活気がないように思える。学校による、制服や部活用具のクリーニングやリサイクルなどもぜひ、検討していただきたい、と要望

高橋学校教育課長

議会でも制服のリサイクルについては質問が出ている。卒業生から一部寄付してもらっているが、より一層周知したい。困っている子どもに手を差し伸べられるシステムづくりをしていきたい。部活用具についても、卒業生に残してもらうなどで対応できるのではないかと考えている、と回答

原田委員

卒業時に不要となるジャージを回収したところ、特別支援学校が真っ先に引き取りたいと手を挙げた事例がある。ジャージを汚してしまう子どもが多いため、着替えとして利用したいというものであった。このような事例もあるので、是非、リサイクルを考えていただきたい、と要望

高橋学校教育課長

リサイクルで回収したものを学校内だけではなく、他の学校のためにもなるようであれば、充実させていきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された

議案第30号 平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

三角教育総務課長

本議案は「平成29年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」である。

習志野市教育委員会顕彰規程第3条及び第6条の規定に基づき、「学校教育または社会教育の振興について、特に功績が顕著であるもの」として、団体を表彰しようとするものである。「平成29年度教育委員会顕彰候補者一覧」のとおり、今回、習志野市立習志野高等学校60周年記念式典の開催に伴い、2団体を表彰状授与候補者とした。

はじめに、表彰状団体、1番は、習志野市立習志野高等学校において、会報の発行、懇談会の開催や教育振興に関する助成等に尽力したものである。2番は、同じく習志野市立習志野高等学

校において、部活動等の振興助成、学校及び部活動の施設設備の充実に尽力したものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第31号 平成29年度末及び平成30年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
(学校教育課)

高橋学校教育課長

議案第31号「平成29年度末及び平成30年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針について」、説明する。この人事異動方針については、千葉県教育委員会が出している人事異動方針並びに人事異動細目に基づいて制定している。なお、本方針のねらいについては、本市教育の振興及び習志野高校が目指す文武両道の教育目標を実現することであり、そのための教員組織の充実と活性化は不可欠であると考えている。

変更点としては、実施事項の8の「新規採用職員について」を設けた。来年度より市立高校において新規採用が可能となったことを受け、県の人事異動方針に準じ、実施要項に加えたものである。

本市教育委員会としては、習志野高校並びに県教育委員会と十分な連携をした上で、人事異動を行なっていききたいと考えている、と概要を説明

原田委員

習志野高校は、勉学や部活動が盛んで、新規採用職員にとっては最高の環境である。現状としては、高校の教員になるには、非常勤講師などの経験をしないと新卒で千葉県の採用試験に合格するのは非常に難しい。非常勤講師が学校を1年ごとに移るとするのは、自分の持っている教育というものがばらばらになってしまうと思う。できるだけまっさらな新任の先生を習志野高校に配置してほしい、と要望

高橋学校教育課長

教育委員会としては、習志野高校の実情と学校経営を預かる校長の意見を聞き、県教育委員会に相談したい、と回答

古本委員

誰が採用決定するのか、と質問

高橋学校教育課長

千葉県教育委員会である、と回答

古本委員

雇用後、ずっと習志野高校の教員となるのか、と質問

高橋学校教育課長

今までは県立高校のみで新規採用職員者を採用していたところであるが、千葉県全体のバランスを考慮し、市立高校でも新規採用職員者を配置したいと考える。千葉県教育委員会で採用された教員は5年後には他校へ異動となる。それについては、市立習志野高校でも同様である、と回答

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について協議し、平成29年11月22日(水)午後1時30分に決定された

＜議案第28号及び第29号については非公開。

ただし、議案第28号及び第29号については、平成29年11月27日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開する＞

議案第28号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館) (社会教育課)

妹川生涯学習部主幹

議案第28号は、習志野市新習志野公民館指定管理者の指定について、市長へ申し出るための議案である。指定管理者を選定した経過等も含めて説明する。

新習志野公民館では、平成27年度より試行的に指定管理者制度を導入し、今年で指定管理期間が最終となる3年目を迎えている。1年目、2年目とモニタリング結果も良好であり、同様の効果も見られたことから、このたび指定管理者を公募により選定した。指定管理者は株式会社オーエンスで、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間である。指定管理料は、税抜きで年間2千915万1千円、8%の消費税を加えると、3千148万3千円となる。

これまでの経過については、7月15日に募集要項の公表を広報誌とホームページで行った。8月4日には現地説明会を行い、6社の参加をしていただいた。しかしながら、最終的には、応募は現在の指定管理者である株式会社オーエンスのみであった。応募が1社ではあったが、公平性・透明性の観点からルール通りに面接及び申請書類による採点評価を実施し、11月19日に教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者の候補者を決定した。

審査結果については、指定管理者制度を導入する施設の共通項目及び公民館が必要とする個別の項目を併せ、23の評価項目を3段階評価で採点した。その結果、100点満点中71.1点だった。なお、指定管理者・候補者となるための最低の点数は、「ほぼ市の要求レベル」を満たすとする点数を合計した62点とし、この基準をクリアしたことから今回の結果となった。

それでは、具体的にどのような点を評価したか、主な評価理由について説明する。大きくは5点あった。まず1点目に、職員配置に関し、社会教育主事の有資格者を1名以上配置するという提案があった。これは、万が一欠員が生じても会社の支店等に有資格者がいるため、有資格者が欠けることなく配置が可能であるということ、また、その資格取得に対して意欲のある職員には、諸研修にかかる費用の補助、業務に支障のない職員体制をとるなどのバックアップ体制があり、有資格者を増やしていこうとする姿勢が見られた。社会教育主事の有資格者の確実な配置は、

講座内容の充実につながることに期待される。次に2点目であるが、これは生涯学習相談員の役割を担う、地域や関連機関との連絡・調整役となる職員の確保である。これは、その役割が本市の公民館運営に非常に有効であることから、公民館運営審議会の意見を反映して新たに今回仕様書に加えた項目である。提案としては、常勤の副館長がその役割を担うことに加えて、その役を補完する形で地域との繋がりが途切れないように、館長を含め複数で対応するという提案をいただいている。続いて3点目は、多様な層を対象とする主催事業の実施である。利用者拡大のため、公民館を知るきっかけとなる講座や生きがいづくり、社会参加に繋がるような主催事業を家庭教育から少年・親子・青年・高齢者など、様々な領域で新規を含めた事業提案をいただいております、社会教育の推進に意欲的であった。また、事業提案にあたっては、株式会社オーエンスが他で指定管理する施設との連携による事業や、これまでの実績から明らかとなった課題を解決するための事業を提案しているところを評価した。

特に評価した領域の事業内容をいくつか紹介する。まず、少年親子の領域では、株式会社オーエンスが指定管理する「東金青年の家」と連携したアウトドア体験講座の実施が挙げられる。また、このほかに、子どもの居場所づくりとして地域の人材を活用した多世代交流を図る講座や子どもたちが興味を持つような科学実験・ワークショップ、料理などの講座の実施についても提案いただいている。

続いて、青年の領域では、次世代を担う人材の育成事業としてユースリーダー養成講座の実施があった。市内にある大学の学生を中心に、体験活動や公民館講座におけるボランティアについて、研修と実践体験を通じて若い世代の地域ボランティアの育成を図るものとなる。昨年度は、子どものリーダーとしてクリスマスパーティーを企画・運営・実施等をした。

続いて、高齢者を対象とする領域では、現在、全公民館共通で「寿学級」を実施しているが、それ以外では高齢者ならではの終活・相続・介護予防・生きがいなどの課題をテーマとする「いきいき講座」というものを新規事業とする提案があった。これは、従前から実施している「寿学級」において、参加者が段々と固定化され、新たな受講者がなかなか学級になじめないということがあったため、「寿学級」の前段となるようなものとして、このような講座の提案がされた。

続いて、民間ならではの提案として、公民館の利用促進のために、夜間の空き部屋を活用した夜間学習室事業及び祝日開館を利用した主催事業の実施の提案をいただいた。夜間の学習室事業については、図書館の学習室が17時までの利用であるため、学習室利用者の要望を受けた新規の提案となる。また、祝日開館を利用した主催事業の実施については、平成27年度の秋のシルバーウィークを利用して、千葉工業大学とコラボした「千葉工大とサイエンスしよう！」を行った。これは、ロボットやロケットなどの簡単な実験を子どもから大人まで、気軽に体験できる講座であった。平成29年度については、子育て世代を対象に市民団体と協同して、親子で遊ぼうとする事業をゴールデンウィークに実施した。祝日開館を利用し、このような事業が期待できるものとなる。

最後に、施設の維持管理について、株式会社オーエンスが元々建物のメンテナンス・維持管理から始まった会社であるため、得意とする分野であることが挙げられる。修繕履歴をデータで一元管理し、施設の状態に合わせて運転・点検作業計画に反映させたり、建物劣化診断調査を実施し、今後の修繕計画に反映させたりと、日頃より小規模修繕に心掛け、大規模な修繕にならないよう未然に防ぐものとして効率化された無駄のない施設の維持管理が期待できる。また、日々の清掃業務については、建築物清掃管理評価資格者という社内の有資格者により、定期的に品質評価・点検を実施、清掃方法などについては清掃員に指導するなど、館内の美化に積極的に努めるものと期待できる。以上、5点が評価の高かった主な理由となる。

最後となるが、今後の予定である。本日、教育委員会会議で議決をいただいた後、10月30日

に市長をトップとする部長職が構成メンバーとなる庁議において、指定管理者候補者を正式に決定し、11月後半から始まる平成29年習志野市議会第4回定例会において上程し、12月に議決を経た後、年明けから指定管理者と今後5年間の基本協定書を締結し、平成30年4月1日からの業務開始ということになる、と概要を説明

古本委員

応募が1社しかなかった理由を伺いたい。他社は、現在指定管理を行っている株式会社オーエンスに勝てないと思って引いたのか、それとも応募する価値を認めなかったということか、と質問

妹川生涯学習部主幹

説明会時には6社の参加があった。応募いただけなかった理由を問い合わせたところ、回答があったところからは、興味はあるがたまたま他市の指定管理者募集の時期が重なり、他の指定管理に応募し、書類の準備が整わなかったため、などの返答を得た、と回答

古本委員

競争原理が働くというところに公募する意味があるのではないかと思う。指定された団体は評価表では市のレベルに達してはいるのだろうが、1社しかないとこちらから要望しづらい面もあると思うが、より競争し、より質を高めるための対策をとっていただきたい、と要望

妹川生涯学習部主幹

今回の募集要項は3年前にならって行った。今後は募集の時期や期間を検討したい、と回答

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第29号 平成29年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第29号「平成29年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

今回、提案する議案は、平成29年度12月補正予算として、教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。補正予算の概要について説明する。(1)債務負担行為についてであるが、今ほど議決をいただいた議案第28号「指定管理者の指定について」に関係するもので、1番「新習志野公民館指定管理料」は、債務負担行為設定期間を平成29年度から平成34年度までの6年間、限度額は、委託料1億4千575万5千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内とするものである。これは、平成30年4月より新習志野公民館の管理運営を指定管理者に委託するにあたり、指定管理者が安定し、計画的な運営を図ることができるよう、指定管理期間内の経費を担保するため、平成30年1月に締結予定の基本協定書に指定管理期間全体の指定管理料を記載する必要がある。そのため、債務負担行為を設定である。財源については、全額一般財源となる、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が
平成29年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言